

教育長の営利企業等の従事について

営利企業等への従事について、別紙のとおり許可を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第7項の規定に基づき、教育長の営利企業等の従事について、教育委員会の許可を受ける必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

営利企業等への従事許可に係る業務一覧

別紙

業務	執筆		外部評価委員	客員教授
概要	掲載誌名		尚綱大学・尚綱短期大学部 外部評価委員会委員	教育政策リーダーコース 「教育政策課題研究」
	日本教育新聞			
	項目名	連載名		
	社説	提言		
内容	1,000字程度 (文部科学行政及び地方 教育行政で得た経験、知 識、情報を生かし、出版 社が設定した主題につい て執筆するもの。) ※署名なしでの掲載 ※日本教育新聞の社説の 一部については、論説委 員のような立場での執筆 を社外に依頼すること で、社説の充実に取り組 んでいる。	11文字×114行(1,254字) 以内の寄稿 (主に学校管理職に向け て、教育をより良く変え ていくための方策や視点 を提言するもの。)	学校教育法第109条第 1項の規定に基づき作成 された大学の自己点検評 価書について評価し、年 1回開催される会議にお いて提言等を行うもの。	大学院生(現職の教育長 や校長が中心)の課題研 究に対して、他の教員と ともに個別指導を行うも の。
回数	2～3か月に1回 (年間4～6回程度)	2か月に1回 (全6回)	年1回	月2～3回 1回あたり2時間程度 (年間30回程度)
期間	令和5年(2023年) 4月1日から 令和6年(2024年) 3月31日まで	令和5年(2023年) 4月1日から 令和6年(2024年) 3月31日まで ※令和4年(2022 年)4月1日から令和5 年(2023年)3月3 1日まで従事中	令和5年(2023年) 4月1日から 令和7年(2025年) 3月31日まで ※令和元年(2019 年)8月から令和5年 (2023年)3月31 日まで従事中	令和5年(2023年) 4月1日から 令和6年(2024年) 3月31日まで ※平日夜間または土曜・ 日曜・祝日に従事 ※令和4年(2022 年)5月1日から令和5 年(2023年)3月3 1日まで従事中
報酬	10,000円/回	7,000円/回	5,000円/時間 及び交通費実費	5,200円/時間
依頼者	株式会社 日本教育新聞社		尚綱大学・ 尚綱大学短期大学部	国立大学法人 兵庫教育大学